

# 令和 8 年度当初予算編成方針のポイント

## (県財政の現状認識)

社会保障関係費に加え、昨今の経済情勢の変化等による人件費、公債費の増加などにより、令和 8 年度当初予算では一定の仮定の下 110 億円を超える収支差が生じる試算（R 7 当初予算 110 億円） ※別紙 1 参照

⇒ 歳入歳出両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努める

## 予算編成にあたっての基本的考え方

人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るとの強い意思を持ち、職員相互に協力して予算編成にあたること。

事業構築にあたっては、以下の観点を徹底すること。

- ・データに基づく事業構築と成果目標の明確化
- ・政策評価、事業実績、決算等を踏まえた事業の構築と見直し
- ・ジェンダー主流化の視点を幅広い事業で反映
- ・AI・デジタル、先端技術を積極的に活用
- ・賃金、物価の上昇を適切に予算額に反映

## 重 点 項 目

特に以下の項目に重点を置き、しあわせ信州創造プラン 3.0 を着実に推進する。

- 1 生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化
- 2 賃上げ促進、福祉的支援の充実等による家計可処分所得の向上
- 3 農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現
- 4 宿泊税を活用した満足度の高い観光立県の実現
- 5 一人ひとりに合った学びの実現など教育、子育ての更なる充実
- 6 病院の役割分担と連携強化による安心・安全な医療提供体制の構築
- 7 公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上
- 8 新たなゼロカーボン戦略の具体化による脱炭素社会の実現
- 9 「伝わる広報」への質的転換の推進

## 持続可能な行財政基盤の構築

長野県行政・財政改革方針 2023 に基づき、**歳入確保や選択と集中の強化、デジタル技術の徹底活用、将来世代への過度な負担の抑制**に取り組み、**持続可能な行財政基盤を構築**

- ・ 人的資源の制約も踏まえ、新規事業と同程度の業務量削減などスクラップ & ビルドの徹底や、デジタル技術の活用、集約化・外部化等による業務効率化の推進
- ・ 投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化し、新規事業箇所の厳選、インフラの予防保全への転換など、中長期的な見通しを持ちながら、建設事業債の発行は可能な限り抑制 等

## 予算要求基準

※別紙 2 参照

令和 7 年(2025 年)10 月 23 日  
総務部財政課 塚本、木次  
電話：026-235-7039(直通)  
026-232-0111(代表) 内線 2053  
FAX：026-235-7475  
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

令和8年度一般会計財政見通し  
(令和7年10月仮試算)

○試算の考え方

- (歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はR7と実質的に同額が確保されるものと仮定。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額。社会保障関係費は自然増等を考慮。その他の経費は、R7当初と同額を基本としつつ、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」の活用等の特殊要因を考慮。
- ※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

|                 |                                                                       | 単位:億円                                             |  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--|
| 歳 出             |                                                                       | 歳 入                                               |  |
| 10, 888<6, 734> |                                                                       | 10, 778<6, 624>                                   |  |
| 削減が困難な経費        | 義 務 費<br>3, 960<3, 417><br>(人件費、公債費、扶助費)                              | 県税・地方交付税・<br>臨時財政対策債等<br>6, 503<6, 503>           |  |
|                 | 社会保障関係費<br>1, 193<1, 193>                                             |                                                   |  |
|                 | その他義務的な経費<br>2, 621<1, 370><br>〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金<br>災害復旧費、県税還付金 など〕 | 建設事業債<br>1, 059<0>                                |  |
| 政策的経費           | その他行政費<br>3, 114<754><br>〔公共事業費、施設運営費、事業補助金<br>など〕                    | その他歳入<br>3, 216<121><br>〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入<br>など〕 |  |
|                 |                                                                       | 収支差 110+α                                         |  |

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、  
事業見直しや歳入確保により対応

## 令和 8 年度当初予算要求基準

| 区 分         | 予算要求の考え方                                                                                                                                                               |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 義務費         |                                                                                                                                                                        |
| 人件費         | ・ 毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求                                                                                                                                              |
| 扶助費         | ・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求<br>・ 県単独の事業については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求                                                                          |
| 公債費         | ・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求                                                                                                                                               |
| 準義務費        | ・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求<br>・ 私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求                                                                    |
| 経常事務費       | ・ 財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求                                                                                                                                 |
| 臨時経費        | ・ 主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、令和 8 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求                                                                                        |
| 部局長裁量経費     | ・ 県の果たすべき役割や事業効果・必要性等を精査し、各部局長の判断と責任により令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求                                                                                                             |
| 地域振興局長裁量経費  | ・ 「地域発 元気づくり支援金」は、見直しの状況を踏まえ、所要額を要求<br>・ 「地域振興推進費」は、地域における県の果たすべき役割や取組の効果・必要性等を精査し、令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求                                                                 |
| 行政・財政改革推進経費 | ・ 行政・財政改革の推進に資する取組について、その財政効果額を踏まえ所要額を要求                                                                                                                               |
| しあわせ信州創造経費  | ・ 信州未来共創戦略の実現に向けた取組及び新時代創造プロジェクト（分野横断で全庁的に対応すべき課題その他、新時代創造プロジェクトに準ずる重要な県政課題への対応を含む）の中核をなす事業で知事が指定するものについて、所要額を要求（別途指示）                                                 |
| 公共事業費等      | ・ 補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求<br>・ 県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業個所を厳選し、令和 7 年度当初予算額の範囲内で要求<br>・ 国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求<br>・ 災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求 |

※ 要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※ 制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※ 各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によっては、予算編成過程において弾力的対応を行う。